

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄
農學博士

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川 郷太郎

雜 錄

同盟怠業の道德的批判に就いて……………法學博士 河 上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

租税收入豫算の見積を論ず

小川 郷 太郎

余は本誌第八卷第六號に於て收入豫算の見積を論ずと題し、豫算見積の一般の理論を討究し、我國の收入豫算を吟味し、租税收入即紙收入官業及官有財産收入に付き別々に研究するの要ありと結論して置いた。本篇は其續篇と見るべきものであるが専ら租税收入の見積を論せんとするのである、便宜の爲め題を改むることとした。

租税收入の豫算を立つるには、他の收入豫算に於けると同様に、確定的計算方法に依るか然らざれば豫想的見積方法に依らねばならぬ、豫想的見積方法は更に分て自動的見積方法と増収見積方法と平均見積方法の二とすることが出来る。而して何れの方法に依るかは租税の種類に依て異なるべく、又經濟界の景氣如何に依て異なるべきである。

租税は、其收入に於て年々歳々多少の變動を見ざるものなけれども、種類に依りては其變動極めて少きものと其變動比較的大なるものがある、前者を固定性を帶ふといひ後者を弾力性を帶ふといふ。固定性を帶ふる租税の中には永きに亘りて之を見れば次第に變し行くものもあり、又殆ど異らないものもあるが數年に亘りて之を見れば、極めて變化に乏しきものである。之に反して彈力性を帶ふる租税は年々歳々變動すべきものである、其變動は主として經濟界の景氣如何に依て

促さるゝのである、即ち經濟界の景氣好き場合には、其收入激増し、景氣悪しき場合には其收入激減し、景氣に異變なき場合には其收入年を逐て遞増するを通例とするものである。是か故に租稅收入豫算を編製するに當りては經濟界の景氣如何を豫測することが極めて肝要である。之と同時に如何なる租稅が、固定性を帶ひ、如何なる租稅が弾力性を帶ふかといふことを討究せねばならぬ。租稅が固定性を有するか、彈力性を有するかは各種の稅に就て之を吟味せねばならぬ。

凡そ租稅は大別して收得稅と流通稅と消費稅との三となすことが出来る、收得稅は更に所得稅財產稅收益稅に分ち、流通稅は更に財產流通稅價格流通稅に分ち、消費稅は更に直接消費稅間接消費稅に分ち、間接消費稅は又内地消費稅と關稅とに分つことが出来る。是等租稅は各課稅物件を異にして居るが、課稅物件に對して賦課するに當り或は別に課稅標準を立てることがある、此課稅物件なり課稅標準なりが經濟界の動搖に依て其量を變ずるときは租稅收入は大に變動せざるを得ない、之に反して其量を變せざる時は、租稅收入は變動せない、そこで弾力性を有する租稅と固定性を有する租稅とが分れて來る。

今所得稅に就て見るに、經濟界に景氣立つ場合には、各人の所得は次第に多くなり行くから其稅の收入も大となるべきであるが、不景氣が襲ひ來るときは、各人の所得は減し行くが故に其稅の收入は少くならざるを得ない。是が故に所得稅は弾力性を有すと謂はねばならぬ。

ときは弾力性を帯ふるに至るものである、蓋し此の如き外形標準は經濟界の景氣如何に依て大に變するものであるからである。之に反して鑛業税に於て有限の鑛區面積を課税標準とするもの、如きは弾力性を減することとなる。資本利子税に至ては、弾力性はあれども寧ろ弱しと謂はねばならぬ、經濟界の景氣彌か上に昂りて、公債社債其他資本の貸付けらるゝもの多きに當りては其利子も増すべく従て租税收入も多くなり行けど、經濟界に不景氣來るとも既に發行せる有價證券を消滅せしむること出來ぬからである。

流通税は大體弾力性を有するものと謂ふことが出来る、蓋し經濟界好景氣なるときは物品の取引盛にして運輸も亦繁きを加ふることとなるべく、従て取引税運送税等の如き財産流通税の收入多くなるのみならず、印紙税登録税等の如き價格流通税の收入も多くなるに相違なく、經濟界不景氣なるときは、全く之に反するからである。

消費税も大體に於て好景氣のときには收入を増し不景氣のときには收入を減すといふことが出来る、従て弾力性に富むと謂はねばならぬ、併し年ら其弾力性は税種に依て多少異なるから一様に律すること出來ぬ、直接消費税たる奢侈税にありては其收入の伸縮比較的少く、内地消費税にありても必需品に對する税にありては、其收入亦屈伸すること少く、之に反して織物税、砂糖税、飲料税、嗜好品税等に至ては景氣の如何に依て、其收入に大なる差違を來す、従て弾力性を有す

と謂はねばならぬ、關稅收入に至ては輸入に關係を有するのみであるから、好景氣の結果として輸入盛なるときは其收入は多くなり行くものである、之に反し輸出は盛大を致すと雖とも何等影響を與へないのである。

以上論する所に依て之を觀れば固定性を有する租税は、地租、家屋税、鑛區税、資本利子税等の收益税、相續税一般財産税等の財産税(不變の課税標準を有する場合)、穀物税、石油消費税、醬油消費税の如き日需品税に於て之を見るのみである、併し是等の租税と雖とも地租其他一二の例外を除きては永きに亘りては増收を來たすべきものである。是等以外の租税は殆ど弾力性を帶ふるものである。果して然らば租税の弾力性を帶ふるものは、比較的多いと謂はねばならぬ。

此の如く租税に弾力性を帶ふるもの多いとすれば、其收入の見積りに於ては、愈々經濟界の景氣如何を正確に豫想するの必要が起て來る。經濟界に於ける景氣が年一年と上りつゝありとせば、増收見積方法を採るも敢て批難すべきでない、自動的見積方法を採り最近の事實を以て直に來らんとする年度の租税收入豫算とするも、寧ろ控へ口の豫算とならう。所で景氣が年一年と上りて來た場合に於ては、租税收入は三年前よりも二年前を多しとし、二年前よりも前年を多しとするが故に、豫算編製の時に近き期間を取れば取る程、愈々樂觀的となり、愈々豫算か實際に近いものとならう。是か故に好景氣の場合に於ては自動的見積方法の基本となるべき時期を豫算編製の時

に近ければ近ける程増収見積方法と結果を同ふすることゝなるべきである。之に反して經濟界が反動時期に入るか若くは如何に變轉するか明ならざる場合には、自動的見積方法も増収見積方法も豫算を生ずる虞があるから、平均見積方法を探るべきである。更に進んで經濟界に於て、不景氣が年々募りて行く場合には、増収見積方法を探るべからざるは論する迄もないが、自動的見積方法を探ても尙樂觀に過ぎる、故に自動的見積方法に依て算出せられたる額から相當の比を以て差引くべきである、此の如き方法は増収見積方法に對して減収見積方法と名けてもよい、減収見積方法を探らざる迄も、自動的見積方法に於て豫算編製の時に最も近き事實を取て基本とすれば悲觀的見積方法となり、却て實際に近きものを見積ることか出來やう。此の如く論し來れば、弾力性に富む租税は景氣の變動と共に見積方法を異にすべきことか明となるのである。併しこは一般論である、或る特定の税に於ては、經濟上の景氣以外の原因によりて變動常ならざるものがある、例へば相續税の如くである、相續税に於ては其收入相續財産の大小に依り年々異なるべきも多くの年を平均すれば其不規則的分子が取除かれて規則的となり、豫算は實際に近きものとならう、此の如き租税の收入は平均見積方法に依て算定すべきものである。

二

我國の租稅收入の豫算は如何なる算定方法を探るかと云ふに、先づ大正八年度に就て之を見る

に、確定的計算方法に準ずるものもある。地租の收入豫算の如きはそれである。併し多くは豫想
的見積方法に依て居る。豫想的見積方法の中には、或は自動的見積方法に依るかあり、或は平均
見積方法に依るかある。相續税、酒造税、沖繩縣酒類出港税、兌換銀行券發行税、取引所税は平均
見積方法に依り、所得税、營業税、鑛業税、賣藥營業税、麥酒税、酒精及酒精含有飲料税、醬油税、
砂糖消費税、繼物消費税、石油消費税、關稅、順稅、通行税、登録税、印紙税、骨牌税等は自動
的見積方法に依て居る。然れども基本として取るべき事實の繼續期間は一様でない。平均見積方
法に就ていへば、前々年度以前三個年の平均を取るかあり、前々年度以前五個年中最高最低を除
きたる三個年の平均を取るかある、相續税の一時納付額、清酒外の造石税、沖繩縣酒類出港税、
取引所税は、前の例に屬し、清酒造石税、兌換銀行券發行税は後の例に屬して居る。自動的見積
方法に就ていへば、歐洲に於ては最近の決算を取るを常とするが、我國に於て決算を取れば三年
前の事實となる、處が豫算見積の際には前々年度の事實が現計として殆どの確に判つて居るから、
其事實を基本とすることが出来る、從て我國の自動的見積方法も亦基本として三年前の事實を取
らず前々年度の事實を取て居るのが多い。第一種所得税、第二種所得税、鑛産税、醬油造石税、
砂糖消費税、石油消費税、登録税、印紙税、賣藥印紙税、骨牌税の如き皆それである。然るに其
他の税に至ては、更に最近の事實を取て居る、前年度の事實を取れるものに第三種所得税營業税

かあり、前々年九月より前年八月に至る。一個年の事實を取れるものに、麥酒税、酒精及酒精含有飲料税あり、前々年十月より前年九月に至る。一箇年の事實を取れるものに通行税、織物消費税あり、前年四月より九月に至る。六箇月間の實收額の倍額を基本として見積れるものに關税、噸税があり、前年一月一日現在の事實を取れるものに、鑛區税、自家用醬油税、賣藥營業税がある。是等は皆豫算編製の際、其眼前に現はれたる事實を基本とするもので、前々年度の事實を取るものに比すれば、一年若くは半箇年新しき事實を取るものと謂はねばならぬ。そこで余は、前々年度の事實を基本とするものと其後の事實を基本とするものとを區別し、便宜の爲に前者を前々年度基本見積方法といひ後者を前年度基本見積方法と名けて置く。

自動的見積方法は過去の事實を取て直に豫算の數字を作るもので、其間に手加減をなさないのが普通である、第一種所得税、第二種所得税、通行税、醬油税、砂糖消費税、織物消費税、關税、噸税は、皆さうなつて居る、所が此見積方法に依ても尙減少を豫想して居るものもある、減收見積方法といふてもよい、第三種所得税、營業税、鑛業税、麥酒税、酒精及酒精含有飲料税、石油消費税、登録税、印紙税、賣藥印紙税、骨牌税の如きは、それである、多くは基本額より百分五を減じて居る、唯營業税、酒精及酒精含有飲料税、沖繩縣酒類出港税にありて百分三、石油消費税にありて一割を減するを異例とするのみである。

基本とすべき數額より歩引をして豫算額を算出するといへば、前々年度若くは前年度よりも收入額の減ずることを見越したことになる。或は其趣旨は收入豫算の缺陷なきを期する爲めに存し内輪に見積りたるに過ぎぬのもあらう。其税に依て控除率を百分三とし、百分五とし、一割としたりたるは豫算見積者の獨斷に外ならぬ。

三

以上は大正八年度に於ける租税収入豫算の見積方法を學理的に分類したるものであるが、是等の見積方法は従前の見積方法と必ずしも同じでない、そこで従前の見積方法と比較するの必要が起て來る、見積方法の是非を批判する傍ら、大正元年以來の見積方法の變遷をも觀察して見やう。

一、確定計算法に準ずる方法に依るものは地租である、即ち地租は前年一月一日現在地價を基本として居る、而して其地價は一旦定まりて後年に動くものでない、其地價に税率をかくれば、租税額は出て來る、併し乍ら年々歳々有租地に成る土地があり、免租地に成る土地があり、災害地に對しては免租するのであるから、豫算の見積には之を加除せねばならぬ、詳言すれば地租收入の見積は前年一月一日の地價を基本とする租税額に有租地成又は免租地成等の異動増減租額（五箇年平均）を加除し災害地免除額（五箇年平均）を控除することになつて居る、故に加除する方面より見れば平均見積方法を加味して居ると謂はねばならぬ、されど加除は租税全額に對して小

部分に過ぎぬ、災害地の免除の如き大正元年より八年に至る迄に於て、大正元年に、明治四十四年水害の四分一を控除し、大正三年度に、同二年水害の四分一を控除して居るのみである、伊豆七島地租に至ては年々其年度に収入すべき見込高を定むることゝなつて居る、此の如き例外を除き大體觀察よりせば、地租は殆ど的確に計算することが出来る、大正元年以來の實際に徴しても之を證明することが出来る。即ち左の如くである。(圖單位)

基礎地價額	大正元年年度 前年一月一日現在 有租地地價額	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度	同 七 年 度	同 八 年 度
稅 額	1,200,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
地 價 額	1,200,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
算 額	1,200,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
調定濟額	1,200,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000

二、平均見積方法の中には前々年度以前三箇年の平均を取るのがあり、前々年度以前五箇年年均を取るのがあるは、既に述べたる通りであるが、それは議論の餘地がある。

相續税に就ていへば、一時納付額と年賦延納額とを分ち見積らねはならぬ、即ち一時納付額は前々年度以前三箇年度平均課税價格を基本とし年賦延納となるべき額を控除して之を見積り、年賦延納額は前々年度末現在額を基本とし前年度に於て決定すべきもの、見込額を加算して見積るのである、こは大正五年度以來の見積方法であるが、平均見積方法は一時納付額の見積に適用せらる

るのである。相續税の一時納付額を平均見積方法に依て見積ることは不當ではない、只問題は前々年度以前の三年平均にて足れりや否やである、理窟からいへば被相續人中に偶々大富豪があるのと、無いのとで多少變動を免れぬから、三年平均よりも五年平均がよいであらう、若し三年平均に固執すれば、五箇年中最高最低を除きたる三箇年の平均としても然るべきである。然るに大正八年度の豫算見積法に依れば清酒造石税、兌換銀行券發行税は、却て五箇年中最高最低を除きたる三箇年平均を取て見積て居る、蓋し平均見積方法に於て長きに亘る年を取て平均するか、若くは長きに亘る年を取て其最高最低を除きて平均をするのは、其實收額が年に依て大に動くやうの税種に適用すべきである。豫算編製者は清酒造石税并に兌換銀行券發行税を以て此の如き税であると斷定したのであらう。然らば之に類似の税を何故同様に認めざるかの疑か起る。

酒に就ていへば清酒造石税と其他の酒造税とに於て何故見積方法を異にするか、濁酒白酒味淋焼酎等の消費は清酒の消費程變動せぬものと見たのであるか、疑はしい。清酒造石税と其他の酒造税とを區別して見積をなす上に、是等の酒造税と麥酒税并に酒精及酒精含有飲料税とは亦大に見積方法を異にして居る、即ち前者は平均見積方法に依り後者は自動見積方法に依て居る、前者の収入は年に依て大に變動するもので、後者の収入は然らずとするのであるかと思はれる。或は麥酒等の消費は年々増し行くから、最近の消費額を基本とし、清酒の消費は左程増して行かぬ、

寧ろ前々年度の酒造石數を以て多きに失すとなし、それを除て見積る爲めに五箇年中の最高最低を除きたる三箇年の平均としたのであると辯解するのであらう。

次に、兌換銀行券發行税の收入を算出するに、前々年度以前五ヶ年中最高最低を除きたる三箇年平均課税發行高を基本としたるのは最近の收入額非常に變動するに因つたものと見ねはならぬ、それはそれでよいとして、何故類似の流通税を同様に取扱はさるか、兌換銀行券の伸縮は他方に投機に影響し商工業の景氣にも關係するものなれば少くとも取引所税收入の見積も同一の方法を探らねばなるまい、印紙税、登録税等の收入も亦前々年度基本見積方法に依らず平均見積方法に依て算定せねばなるまい。其然らざるより見れば、當局者に一貫したる方針なかりしものと評せねばならぬ。

之を大正元年度より同七年度に至る見積方法に徴するに、兌換券發行税は、前々年以前三箇年課税すべき發行平均額を基本として見積ることを常として居つた、清酒造石税は、其他の酒造税と同様に、前々酒造年度以前三酒造年度平均課税石數を基本とすることを例として居つた、只大正五年度に於て清酒外の酒造税の收入見積に大正三酒造年度課税石數を基本としたことあつたのみである。沖繩縣酒類出港税の見積は之に反し大正元年二年三年五年六年は前々年度出港石高を基本として居つたが、大正四年并に七年八年は前々年度以前三箇年度平均出港石高を基本とす

右表に據て之を觀れば、相續税の豫算見積は其初め餘り實際と隔たらさりしが、大正五六年頃は相違の開きを生ずるに至つた、是れ戦争の影響に依り一般に富の増せし結果であらう、取引所に至ては調定濟額は豫算見積額の二倍を超へて居る、酒造税は之に反して豫算と實際との間に懸隔がない。兌換銀行券發行税の收入は豫算の見積を裏切つて居る。此對照に依り豫算見積方法の良否を判斷すること出來やう。

三、大正八年度の豫算が自動的見積方法を探れるものに就て之を見るに、税に依ては或は前々年度の事實を取り或は前年度の事實を取り或は最近一定日の事實を取るものがあるが、收得税と流通税と消費税とに分つて別々に觀察して見やう。

所得税に就ていへば、其收入見積をなすに際し、丁度前年度に於ける第三種所得税の所得額が決定せらるゝから、それを捉ふれば最新の事實を知ることが出来る、營業税に於ける課税標準の額も、之に先ち五月頃決定せらるゝから、それを抑ふればよい、第一種所得税は法人の決算を捉て課するが故に、勢ひ前年度の事實を基本として見積をなさねばならぬ、第一種所得税と第三種所得税とが見積るべき基本の時期を異にするは之が爲めである。特殊營業税たる鑛業税并に賣藥營業税に就て之を見るも、鑛業税中の鑛産税は、前々年度の實收額を基本とし、鑛區税と賣藥營業税は前年一月一日現在の事實を基本として居る、更に鑛區税は採掘鑛區税と試掘鑛區税と砂鑛

税との三に分つことを得るが、其中にても試掘鑛區税の如きは年々變動を生ずるを免れまい、蓋し景氣好く投機の流行するに至らば試掘を願ひ出づる者多くなり行きて其収入を増すに至るからである。故に基本となるべき鑛區の調へは年月の近き程確實となるべきである、前年一月一日現在に依りたるは如何なる理由に依るか、大正五年度以降大正七年度迄採り來りし基本即ち前年度四月一日の現在を知る方却て適切でないかと思ふ。

是等の收得税の中第一種所得税第二種所得税賣藥營業税は自動的見積方法たること論ないが、其他の税は外觀上減收見積方法といふてもよい、減收見積方法を採るといはゞ大正八年度を悲觀したやうに見ゆるが、之を過去に徴するに、減收見積をなしたること更に甚しきものがある、即ち第一種所得税に就ていへは、大正四年度に於ては百分二を減し大正五年度に於ては百分五を減して居る、第二種所得税に就ていへは、大正五年度に於て百分二を減じて居る、第三種所得税に就ていへは、大正三年度に百分五を減し大正四年度に百分七を減し大正五、六、七年度に、一割を減して居る、營業税に就ていへは、大正三三年度に百分五を減し、大正四年度に百分十を減し、大正五年度に百分七を減し、大正六年度に百分三を減して居る、然るに大正八年度に於ては第三種所得税に百分三を減じたるのみ。故に大正八年度を以て世界戰勃發以後何れの年よりも悲觀したるものと見ること出來ぬ。寧ろ樂觀したるものともいへる。されは政府當局者が大正八年の豫算を

以て悲觀の上に立てる豫算といふも之を信すること出来ぬ、思ふに大正四年度の豫算は世界戦勃發の際に見積りたるものなれば、之を悲觀して減收見積方法を探つたのも相當の理由を具へて居ると謂はねばならぬ、其後戦時の景氣があらはれ來りたるに及ても尙減收見積方法を踏襲し來りしは、果して當を得たるものなりや疑なきを得ない、其莫大なる自然增收を得たるは全く此見積方法の結果といはねばならぬ。思ふに景氣が上り坂にある間は所得税、營業税、鑛産税、試掘鑛區税の如き直接税は最も其収入を増すものである、此の如き場合には增收見積方法を取りても差支ない。自動的見積方法を探れば其最も近き事實を基本とすべきである。鑛産税か其初め平均見積方法なりしを改めて大正五年度より前々年度の實收額を基本とするに至りしは、此意義に於て批難すること出来ぬ、第一種所得税が平均見積方法より前々年度基本見積方法に移りしも同一様に論し得るやうであるが、其最も悲觀せられたる大正四年度より之を改めた理由は之を發見すること出来ぬ。同じ根據よりして、來らんとする年を不景氣と見は減收見積方法を探るも可なれども亦平均見積方法に移るが安全の策といはねばならぬ。

今大正元年以來の收得税に就て其見積額と調定濟額とを對照して、其見積の適否を吟味して見やう。(相續税は上述せしを以て除く)

一、所得税

大正元年度	同 二年度	同 三年度	同 四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度	同 八年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

税 額	三、七〇九、二二五	三、六〇三、八一三	三、一〇三、四七九	三、〇七三、八八一	三、〇八六、九〇〇	三、〇八六、一〇一	三、〇八六、六八七	三、〇八六、一〇一
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

一、營業稅

基礎額	前年度	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
稅額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
豫算額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
調定濟額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000

二、賣藥營業稅

基礎額	前年六月一日	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
免許方數	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
稅額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
豫算額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
調定濟額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000

四、鑛業稅

基礎額	前々年度	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
稅額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
豫算額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
調定濟額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000

鑛業稅

基礎額	前々年度	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
實收額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
豫算額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
調定濟額	2,200,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000

時事問題 租稅收入豫算の見積り論

試掘鑛區稅

基礎額	前々年十二月一日現在	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數	前年四月一日現在鑛區坪數	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數
鑛區坪數	1,000,000坪	同	同	同	1,000,000坪	1,000,000坪	同	同	同	1,000,000坪
稅額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓
豫算額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓
測定濟額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓

試掘鑛區稅

基礎額	前々年十二月一日現在鑛區坪數	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數	前年四月一日現在鑛區坪數	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數
鑛區坪數	1,000,000坪	同	同	同	1,000,000坪	1,000,000坪	同	同	同	1,000,000坪
稅額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓
豫算額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓
測定濟額	500,000圓	同	同	同	500,000圓	500,000圓	同	同	同	500,000圓

砂鑛區稅

基礎額	前々年十二月一日現在鑛區坪數	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數	前年四月一日現在鑛區坪數	同	同	同	前年一月一日現在鑛區坪數
河床	10,000坪	同	同	同	10,000坪	10,000坪	同	同	同	10,000坪
非河床	10,000坪	同	同	同	10,000坪	10,000坪	同	同	同	10,000坪
稅額	10,000圓	同	同	同	10,000圓	10,000圓	同	同	同	10,000圓
豫算額	10,000圓	同	同	同	10,000圓	10,000圓	同	同	同	10,000圓
測定濟額	10,000圓	同	同	同	10,000圓	10,000圓	同	同	同	10,000圓

右表に據れば營業稅、賣業營業稅、探掘鑛區稅、砂鑛區稅等の見積は比較的事實に近い様である。

が、所得税は最近に至て其實收入が見積額を抜くこと甚しくなつた、是れ減收見積の爲めと謂はねはならぬ、鑛産税、試掘鑛區税等の實收入も最近甚しく豫算を超過するのを見るのである。

流通税に就ていへば登録税、印紙税、通行税の如きは、經濟上の變動あらは、同様の方向に變轉するものであるが、登録税印紙税は前々年度の事實を基本とし通行税は前々年十月より前年九月迄の事實を基本とし、こゝに半年の差を作りたるは何故なるかを解すること出来ぬ。

又内國消費税に就ていへば、砂糖消費税、醬油消費税、石油消費税、麥酒税、酒精及酒精含有飲料税、織物消費税は經濟上の景氣不景氣に依て、同一方向に動くものなるに拘らず、前の三者は前々年度の事實に依り、其次の二者は前々年九月より前年八月に至る一箇年の事實に依り、最後のもの前々年十月より前年九月に至る一箇年の事實に依て居る、此の如き差別を設くる理由は殆ど之なしと謂はねばならぬ、尤も消費税の收入の實績に鑑みると、石油消費税、醬油消費税の如きは、其發達遅々たるのみならず、却て減する傾なしとせないから、そは別論としてもよい、砂糖、麥酒、織物に至ては年と共に伸びて來て居る、之を別扱ひにする必要はないと思ふ。

見積方法の變遷を見るに、麥酒税并に酒精及酒精含有飲料税は、其初め三年平均見積方法を採用しものなるが、大正五年度より前年度課税石數を基本として見積ることとなり、大正八年度に至り前々年九月より前年八月に至る課税石高を基本として見積るやうになつた、年々の消費激増

して已まぬとすれば、其見積方法の變化は之を批難すること出來ぬ、殊に大正八年の見積方法の如き最も將來を樂觀したるものと謂はねばならぬこは亦織物消費税に就てもいふことが出来る、織物消費税は大正元年度の頃より同六年度迄は三年平均見積方法に依りしが、同七年度には五年平均見積方法に進み、同八年度に至て、前々年十月より前年九月に至る一箇年間の課税價格を基本として見積ることゝなつた、而して此期間には織物の最も騰貴し而も最も賣れ行好かりしときであつた。是れ亦大正八年度の織物消費税見積の樂觀的なりしを證することが出来る。

砂糖消費税も大正二年度三年度七年度は二年平均見積方法を探り、同四年度五年度は三年平均見積方法を探り、同八年度は、六年度と同じく前々年度課税斤數を基本として課税するに至つた。

醬油造石税は前々年度の造石高を基本として見積る方法を探て改むる所なきやうである、自家用醬油税も亦一定期日の免許人員を基本として見積るのである、即ち大正七年度よりは前年一月現在の免許人員を基本として算出することになつて居る、それより前にありては、大正元年并に二年には前年六月一日現在を基本とし、大正三年乃至六年は前年七月一日現在を基本として居つた、賣藥營業税と同じ様な變遷をして居る、期日は多少違ふが、鐵區税で論じた事は茲にもあてはまる。

石油消費税は前々年度課税石數を基本として見積つて居る、大正元年より改むる所はない、唯

大正三年より減收見積の分子を加味して今日に至て居る。

關稅・噸稅に至ては大正八年度の豫算編製の際より遡て半ヶ年の事實を取り之を二倍して見積をなして居るが、これは前例のなき見積方法である、世界戦の初まる前には、前々年以前三ヶ年度輸入平均額を基本として見積るを常として居つたが、戦時中輸入の激變するに従ひ平均見積の却て實際に合はざるより大正五年度は前々年後半期より前年の前半期の收稅額を基本として取り、大正六年度は前々年度の收稅額を基本として取り、大正七年度は前々年十月より前年九月に至る一箇年の收稅額を基本として取つたのである、大正八年度に至ては、最近半年の收稅額を取て之を倍する方法を採つた、これは大正八年度には輸入多しと見て、最近の過去に於て最も輸入多き時を取つたものと謂ふべきである、全體我國の貿易は曆年からいふて前半期に輸入多く後半期に輸出多くなるを常例として居る、半ヶ年を取て二倍として來年一ヶ年の輸入を見積るか如きは穩當といふこと出來ぬ、只本年の如く世界戦熄み輸入の多からんことを期待し得らるゝ時に於てのみ許さるべき見積方法と謂はねはならぬ。

今通行稅、石油消費稅、醬油稅、砂糖消費稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料稅、織物消費稅、關稅、噸稅の見積額并に調定濟額を對照するに左の如くである、(印紙登錄稅等の印紙收入の額は之を詳にすることを得ないから茲に暫く之を省く)

測定済額 5,757,916.40 同 同 5,121,413.20 同 同 5,121,413.20
 自家用醬油税 同 同 同 同 同 同 同 同

基礎額 前年六月一日 同 前年七月一日 同 前年一月一日 同
 現在免許人員 現在免許人員 現在免許人員 現在免許人員 現在免許人員

免許人員 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 税額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同
 豫算額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同

測定済額 5,757,916.40 同 5,121,413.20 同 5,121,413.20 同
 課税斤數 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同

四、砂糖消費税

基礎額 元年度課税 前々年度以前 前々年度以前 前々年度以前 前々年度以前
 見込斤數 高及臺灣移入 高の平均斤數 平均課税斤數 平均課税斤數 平均課税斤數
 同 同 同 同 同 同 同 同

課税斤數 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同
 税額 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同
 豫算額 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同

測定済額 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同 15,558,500.00 同
 課税斤數 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同 3,311,700.00 同

五、麥酒税

基礎額 前々年度以前 前々年度以前 前々年度以前 前々年度以前
 三ヶ年度平均 課税石高 同 同 同 同
 同 同 同 同 同 同 同 同

課税石高 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 税額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同
 豫算額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同

測定済額 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 課税石高 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同

課税石高 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 税額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同
 豫算額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同

六、酒精及酒精含有飲料税

測定済額 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 課税石高 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同 1,557,424.00 同
 税額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同
 豫算額 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同 7,315,340.00 同

時事問題 租税收入豫算の見積を論ず

調定済額
移入税

七、〇〇〇、〇〇〇円
一、〇〇〇、〇〇〇円
三、〇〇〇、〇〇〇円
一、〇〇〇、〇〇〇円
三、〇〇〇、〇〇〇円
一、〇〇〇、〇〇〇円

基礎額

前々年度以前
三箇年度輸入
平均に依り算
出額

同 上 同 上

前々年度以前
三箇年度
實收平均額

同 上 同 上

前々年十月より
前年九月に
至る一箇年間
の實收額
前年四月より
前年九月に
至る六箇
月間の實收
額の倍額

九、噸 税

基礎額

前々年度以前
三箇年度
實收平均額

同 上 同 上

前々年下半
期及前年
上半期分實
收額

前年
實收額

前々年十月より
前年九月に
至る一箇年間
の實收額
前年四月より
前年九月に
至る六箇
月間の實收
額の倍額

税 額
豫算額
調定済額

五、七、〇〇〇円
五、七、〇〇〇円
六、九、〇〇〇円

六、〇〇、〇〇〇円
六、〇〇、〇〇〇円
六、九、〇〇〇円

七、〇〇、〇〇〇円
七、〇〇、〇〇〇円
七、〇〇、〇〇〇円

五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円

五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円

五、七、〇〇〇円
五、七、〇〇〇円
五、七、〇〇〇円

五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円
五、八、〇〇〇円

右表に據れば、何れの税の収入も、餘りに豫算見積に懸絶しては居ないと謂ふことが出来るやうである、只關税と麥酒税とが少しく例外を示して居るやうである、關税の収入の變動は、世界

戰の直接の影響であり、麥酒税の収入の増加も亦世界戰の間接の影響であらう、兎に角麥酒の生産并に消費は年々盛になりつゝあるに相違ない、此前提を眞なりとせば大正八年度の豫算見積は大體に之を容認すること出来るが、百分の五の減收を見積れるのは徹底せないと云ふ譏を免れな

四

以上論する所に依て明なるか如く、租稅收入の見積をなさんとするに當りては、來らんとする年の景氣如何といふことを判斷することか極めて大切である、好景氣であるとすれば、増收見積方法も不可でない、又自動的見積方法にしても其見積の基礎とすべき事實は極めて最近のものを取てよろしい、然れども如何に好景氣であつても、他の事情に依て收入に變動を生ずるものは平均見積方法を探るべきである、之に反して不景氣來らんとするときは、減收見積方法を探ることか安全である。好景氣の事實を基礎とすれば多少の減收を見込むも尙實收入の見積に及はざることあるべきである。従て平均見積法が却て安全となる、若し又景氣の如何に變轉するか明ならざるときは平均見積方法を多くするを以て安全なりとせねばならぬ。大正八年度の豫算に就き其租稅收入の見積を見るに、何れも樂觀主義の上に立つて居る事を證明せないものはない。休戰條約の締結後半ケ年に亘り反動時期に入るの徵候見えしが、其後に至て更に又好景氣をあらはし來りしか故に、豫算見積の樂觀主義は、裏切られることなくして已むかも知れぬ。誠に財政の僥倖と謂はねばならぬ。